第十七条　第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第三章　ルクセンブルクの給付に関する規定

第十八条　参照期間の延長

1　ルクセンブルクの法令が保険事故の発生前の特定の期間（参照期間）内に最低加入期間を満たしていることを給付を受ける権利の確立のための条件とし、かつ、この参照期間が特定の事実又は状況により延長されることを定めている場合において、当該事実又は状況は、それらが日本国の領域内で発生したときには、同様の効果を有する。

第十九条　給付の計算

1　第十三条の規定を適用することなくルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、ルクセンブルクの実施機関は、ルクセンブルクの法令に従い、ルクセンブルクの法令により考慮される保険期間の合計期間に基づいて給付の額を計算する。また、当該実施機関は、2の規定の適用により得られるであろう老齢給付、障害給付又は遺族給付の額を計算し、これらの二つの額のうち高い方を考慮する。

2　第十三条の規定に基づく通算を考慮することにより初めてルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、次の規定を適用する。

(a)　ルクセンブルクの実施機関は、両締約国の法令による全ての保険期間がルクセンブルクの法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される年金の理論上の額を計算する。

(b)　(a)に規定する理論上の額を決定するための計算の基礎は、ルクセンブルクの法令による保険期間を基準とすることにより初めて確立する。

(c)　ルクセンブルクの実施機関は、(a)に規定する理論上の額に、両締約国の法令による全ての保険期間に対するルクセンブルクの法令による保険期間の比率を乗じて、支給すべき額を計算する。

第二十条　ルクセンブルクの法令の特定の規定

1　第十三条の規定は、年金を計算するに当たり、ルクセンブルクの法令に定める育児期間の認定について適用する。ただし、関係者が子の出生又は養子縁組の直前においてルクセンブルクの法令による保険期間を有していたことを条件とする。

2　他の社会保障の給付又は他の職業上の収入と重複する場合における給付の減額、停止又は取消しに関するルクセンブルクの法令の規定は、当該他の社会保障の給付を日本国の法令に基づいて受けている場合又は関連する職業上の活動が日本国の領域内において行われている場合であっても、受給者について適用する。

第二十一条　任意に継続可能な疾病保険

日本国の法令のみによる老齢給付、障害給付又は遺族給付の受給者であって、ルクセンブルクの領域内に居住するものは、ルクセンブルクの法令に従い、任意に継続可能な疾病保険に加入することができる。

第四部　雑則

第二十二条　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の措置（締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために必要な医療上の情報の提供を含む。）について合意する。

(b)　この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三条　手数料及び認証

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条　連絡

1　この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、ルクセンブルクの公用語のうちの一の言語又は英語により、直接に連絡することができる。

2　この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五条　情報の伝達及び秘密性

1　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であって、1に規定する情報以外の情報（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3　一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十六条　申請、不服申立て及び申告の提出

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十七条　給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十八条　意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九条　見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。